

京 都 大 学 化 学 物 質 管 理 規 程 新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「化学物質」とは、教育又は研究に用いる元素及び化合物（次に掲げるものを除く。）をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一般の生活の用に供するもの（法令等でその所持、使用、保管等に規制が<u>無い</u>ものに限る。）</p> <p>ウ } (略)</p> <p>(2) } (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(化学物質管理責任者)</p> <p>第4条 化学物質を取り扱う部局に、化学物質管理責任者を必要数置く。</p> <p>2 化学物質管理責任者は、当該部局に所属する化学物質を取り扱う教員のうちから当該部局の長が指名する。</p> <p>3 化学物質管理責任者は、化学物質による安全衛生上の危害の防止等のため必要な管理を行う。</p> <p>(化学物質取扱・保管責任者)</p> <p>第5条 化学物質管理責任者は、化学物質を取り扱う者（以下「化学物質取扱者」という。）であって、教職員又は第8条に定める部局委員会が認めた者であるもののうちから、講座、研究領域、研究室等の教育研究等の実施単位その他の化学物質の管理の実態を把握できる単位ごとに化学物質取扱・保管責任者を指名する。</p> <p>2 化学物質取扱・保管責任者は、法令等に基づき施錠できる保管庫で化学物質を保管するときは、当該保管庫の鍵を管理するものとする。</p> <p>3 化学物質取扱・保管責任者は、常に化学物質の使用状況及び保管状況を把握し、使用見込みのない化学物質については、速やかに廃棄処分等の処置を講じなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(化学物質の管理状況の点検・指導)</p> <p>第7条 化学物質取扱・保管責任者は、化学物質の登録・保管状況、使用状況、廃棄処分の状況等を定期的に点検し、化学物質取扱者に対して指導しなければならない</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>ア } (同 左)</p> <p>イ } (同 左)</p> <p>ウ } (同 左)</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(化学物質管理責任者)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 化学物質管理責任者は、<u>労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第12条の5に定める化学物質管理者として同条第1項各号に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理するほか、化学物質による安全衛生上の危害の防止等のため必要な管理を行う。</u></p> <p>(化学物質取扱・保管責任者)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 <u>化学物質取扱・保管責任者は、安衛則第12条の6に定める保護具着用管理責任者として同条第1項各号に掲げる保護具に係る事項を管理する。</u></p> <p>(化学物質の管理状況の点検・指導)</p> <p>第7条 (同 左)</p>

<p>い。</p> <p>2 部局の長は、化学物質取扱者に対して、化学物質の適正な使用及び管理に関する教育を行わなければならない。</p> <p>3 部局の長は、化学物質取扱者に対して、使用する化学物質の危険性及び有害性をリスクアセスメントにより把握するよう指導しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>2</p> <p>3</p> <p>(同 左)</p> <p>4 部局の長は、化学物質取扱者に対して、リスクアセスメントを実施した化学物質のうち安衛則第12条の5第1項に定めるリスクアセスメント対象物については、同規則第34条の2の8第1項各号に掲げる事項について記録を作成し、及び定められた期間保存するよう指導しなければならない。</p> <p>附 則 (令和4年達示第104号)</p> <p>この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項、第5条第4項及び第7条第4項(「のうち安衛則第12条の5第1項に定めるリスクアセスメント対象物」を加える部分に限る。)の改正規定は令和6年4月1日から施行する。</p>
--	--